

## 鳥取市職員サークル活動奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市職員サークル活動奨励金（以下「本奨励金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本奨励金は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づく厚生事業の一環として行われる職員の活動を奨励し、健康維持及び元気回復を図ることを目的として交付する。

### (交付対象)

第3条 本奨励金の交付の対象となるものは、主として常勤の一般職の市職員によって構成されている部・同好会等（以下「サークル」という。）であって、前条の交付目的に合致するものとして職員課に登録されているものとする。

### (奨励金の額)

第4条 本奨励金は、次に掲げるところにより算定した基本割と人数割の合計額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、基本割と人数割の合計額の上限額を4万円とする。

(1) 基本割 2万円

(2) 人数割 当該年度の4月1日時点においてサークルに所属する常勤の一般職の市職員の数に300円を乗じて得た額

### (交付申請)

第5条 本奨励金の交付を受けようとするサークルは、規則第4条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて、当該年度の6月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) サークルの会員名簿（当該年度の4月1日現在のもの）

(4) サークル規約

(5) サークル活動状況調べ（別記様式）

(着手届の提出)

第6条 本奨励金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、同条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、本奨励金の交付に係る事業を終了した日から起算して30日以内又は本奨励金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助事業等の経過又は成果を証する写真

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか本奨励金について必要な事項は、総務部長が別に定める。

(施行期日等)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度に交付する奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度に交付する奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度に交付する奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度に交付する奨励金から適用する。